

監査結果

サービス種別：介護老人保健施設

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	勧告の内容	措置 (勧告に対する是正状況)	備考
医療法人 愛生会	室戸市	老人保健施設あ さひ	H31.3.14 ～ R1.8.28	<p>1 看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数について、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置し、違反期間が生じることのないよう、速やかに改善すること。</p> <p>2 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないよう必要な措置を速やかに行うこと。 また、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p>	改善済	問合先 長寿社会課 (旧高齢者福祉課)
				文書による指摘の内容	措置 (指摘に対する是正状況)	備考
				<p>1 入所者の療養室にナース・コールを設置していない又は入所者の手の届かないところにナース・コールを置いていることが認められた。</p> <p>2 重要事項説明書において、次の(1)及び(2)が認められた。 (1)重要事項説明書に不足する事項(事故発生時の対応)がある。 (2)入所申込者又はその家族に交付・説明を行い、書面で同意を得た重要事項説明書について、書面で得た同意の署名等は施設で保管していたが、説明し、同意を得た重要事項説明書を施設で保管していない。</p> <p>3 身体的拘束等の適正化について、次の(1)から(3)までの措置を講じていないことが認められた。 (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置しておらず、当該委員会を開催していない。 (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。 (3)身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を実施していない。</p> <p>4 管理者が、従業者に対して、その責務である必要な管理及び指揮命令を行っていないことが認められた。</p> <p>5 運営規程に不足する事項(従業者の職務の内容)及び実態と相違する事項(従業者の員数)が認められた。</p> <p>6 勤務表に日々の勤務時間、薬剤師及び介護支援専門員の配置を明確に記載していないことが認められた。</p>	改善済	問合先 福祉指導課

			<p style="text-align: center;">文書による指摘の内容</p>	<p style="text-align: center;">措置 (指摘に対する是正状況)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
			<p>7 非常災害対策について、次の（１）から（４）までが認められた。</p> <p>（１）非常災害に対する防災対策マニュアルに、不足する項目（施設を取り巻く危険及び避難生活の環境づくり）及び内容が不十分な項目（日頃からの取り組み及び被災直後の応急対応）がある。</p> <p>（２）防災対策マニュアルにおける水害・土砂災害対策について、不足する項目（避難準備・高齢者等避難開始の発令段階での要配慮者避難誘導体制）がある。</p> <p>（３）防災対策マニュアルの点検及び見直しが定期的に行われていない。</p> <p>（４）地震・津波を想定した避難訓練を２ヶ月から４ヶ月に１回実施していない。</p> <p>8 事故発生の防止及び発生時の対応の指針において、不足する項目（施設内で発生した介護事故及び介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合の報告方法等の介護にかかる安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針）が認められた。</p> <p>9 介護保健施設サービス費の算定について、当該施設から退所した者の、退所後３０日以内に当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は当該指定居宅介護支援事業所から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が継続する見込みであることの確認及び記録を行っていないことが認められた。</p> <p>10 介護報酬の額の算定に当たり、次の（１）から（５）までのとおり不適切な事例が認められた。</p> <p>（１）看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数が人員基準上満たすべき員数を下回っている（以下「人員基準欠如」という。）期間があったにもかかわらず、介護保健施設サービス費を減算していない。</p> <p>（２）人員基準欠如に該当しているにもかかわらず栄養マネジメント加算を算定している。</p> <p>（３）人員基準欠如に該当しているにもかかわらず療養食加算を算定している。</p> <p>（４）人員基準欠如に該当しているにもかかわらずサービス提供体制強化加算（Ⅱ）を算定している。</p> <p>（５）身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置が適切に行われていないにもかかわらず入所者全員について、身体拘束廃止未実施減算として定められた単位数を所定単位数から減算していない。</p> <p>11 介護保健施設サービス費の算定に当たり、次の（１）及び（２）のとおり関連する留意事項通知の内容に沿って実施していないことが認められた。</p> <p>（１）月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たしているかの確認を行っていない。</p> <p>（２）算定根拠等の関係書類を整備していない。</p>	<p>改善済</p>	<p>問合先 福祉指導課</p>